

支配階級手により壊滅せられ民衆の利益を裏切り來たる市町村會を主等民衆の手に依りて淨化するには絶好の機會である。

然るにこの民衆の政事的進出に對して早くも支配階級の巧妙なる壓迫が着々準備せられてゐる。

東京モスリン會社に於ては舊年中に從業員が町會選舉に立候補し當選すれば解雇すべき事を聲明した。又東京市電氣局、阪神電鐵株式會社、長崎三菱造船所等に於ても既に同様なる態度を取る事を明らかにして居る。

今後市町村選舉の切迫と共に資本家既成黨ばかりの手段によりて労働者の市町村會參加に干涉と壓迫を加へてその政事的進出を試みるは明かである。

彼等支配階級が労働者を解雇を以つて脅かし、町會參加に干渉壓迫を加える事は労働者に対する公民權行使の妨害であると同時に「公民權の利奪」であつて我等労働階級が普選により始めて得たる政治的自由を去勢し去らんとする陰謀であり且つ普選の精神を冒涜するものである。

我等は来るべき市町村會選舉民を前にして先づ労働者の公民権を擁護しての市町村會參加の自由を確保するたまにこゝに全

労働組並に無産政黨と協力して「労働者公民權擁護運動」を組織して徹底的に闘争せんとするものである。

右聲明す

昭和四年二月五日

日本労働組合同会

執行委員會

△労働法制委員會 場所 二月九日午後七時 本部にて
出席 棚橋、山名、菊川、白鳥

協議事項

一、労働立法獲得運動方針の件

運動方法

1、諸顯著名運動は街頭署名と組合員署名との両方を行ふ。

2、演説會は主として工場地帶を中心とすること。

3、示威運動!! 若し可能ならば三月初旬行ふ。

4、研究會!! 各組合各支部に對して本運動の教育を行ふ。

二、運動の準備に關する件

1、労働立法獲得委員會を任命すること。

合、爭議調定法の改正撤廃、八時間労働制の實施、母性保護法の制定、職業法の改正、海員法、船員法の改正、災害防止法の制定、徵兵家庭生活保償法の制定、

労働立法獲得委員會

時 所 二月十八日 同盟本部にて

出席 白鳥、山名、相馬、坂下、細田、石橋、内田、關家

一、労働法制委員會報告 (白鳥)

議 事

一、署名運動プログラム決定の件

指令內容を決定

二、要求法案審議の件

1、最低賃銀法 (關家)

2、労働組合法 (白鳥)

3、健康保險法 (同)

4、失業保險法 (内田)

5、災害扶助法 (石橋)

各自受持について骨子を作製し審議會にて正式決定し教育資料とする。

工場法改正

民法屢備契約の改正、治案維持法、警察犯處罰